

訪問看護医療DX情報活用加算について

当訪問看護ステーションでは、訪問時にオンライン資格確認等システムにより利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

【対象者】

訪問看護療養費を算定する患者（医療保険）

【算定要件】

当ステーションは中国四国厚生局に届出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護DX情報加算として、月1回に限り50円を所定額に加算します。

【訪問看護医療DX情報活用加算の施設基準】

- 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（オンライン請求）を行っていること
- 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための、十分な情報を取得し活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- 掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること

【医療DXの「DX」とは】

「DX」とはデジタル・トランスフォーメーションの略称で、デジタル技術によって社会や生活に変革をもたらすことを指す言葉です。

医療DXは、医療の現場においてデジタル技術を活用することで、医療の効率や質を向上させることを目的としています。詳細については厚生労働省のホームページをご確認下さい。

[厚生労働省ホームページ「医療DXについて」](#)